

### 第3回定例会一般質問 猿渡 久子

2021・9・17

(猿渡 県議)

新型コロナウイルスの封じ込め対策について質問に入らせていただきます。

新型コロナウイルスの対策、命と暮らしを守る対策にご尽力されている皆さんに心から敬意を表します。

政府が8月3日、重症患者と重症化リスクの高い患者以外は「原則自宅療養」とするという重大な方針転換を行い、これをいまだ撤回していないことは、新規感染者を事実上「自宅に放置」する無責任きわまりないものです。

第5波による医療の逼迫等深刻な事態は、政治が招いた重大な人災です。その根底には、長年にわたる弱肉強食自己責任論押し付けの新自由主義の政治があることを指摘しなければなりません。

40年来の医療公衆衛生切り捨ての新自由主義の国の政治のもとで、大分県は、保健所を13ヶ所から9ヶ所に整理統合してきました。コロナ禍でも、自助や自己責任が強調されており、政治の責任放棄で許せません。

県内でも8月下旬には200人前後の感染確認が続き、私たち日本共産党大分県委員会と県議団は、8月25日に県に要望書を提出したところです。

大分市や宇佐市の抗原検査センターや別府市のPCR検査センターでは、雨の中、或いは炎天下においても長蛇の列ができるほどで、感染状況を踏まえて、開設期間を延長しています。

また、県内でも自宅で死亡し、死亡後にPCR検査で陽性と判明した方が2人います。大規模なPCR検査を積極的に実施し、早期に陽性が確認されていれば助かったのではないかと、とても胸が痛みます。8月30日時点で、自宅療養598人、入院待機120人、入院中268人宿泊療養436人とのことでした。そこで質問です。

まず、保健所機能と医療体制の強化についてです。

これまで、病床数や保健所の削減、職員削減について、行ってきたことは、我々は間違いであったと考えていますが、県の認識はどうでしょうか。感染症対策の中心を担う保健所機能の体制強化を、一層促進すべきと考えます。感染症対策以外の業務を含め、保健所業務へのサポート体制について、さらに検討してみたいかがでしょうか。また、県民の命を守るためには、症状に応じて必要な医療をすべての患者に提供することが重要です。

そのためには、二つの対策が必要だと考えます。

一つ目は、各医療機関で閉鎖中の病棟を、感染症病棟として活用するなど、入院病床をさらに確保することとあわせて、医療機能を強化した宿泊療養施設

や、臨時の医療施設などを増設、確保することです。

二つ目は、すべての医療機関を対象に減収補填と、さらなる財政支援に踏み切ること。

最前線で日夜献身している医療従事者を初め、宿泊療養施設や、臨時の医療施設、訪問診療に携わる医療従事者も含めて、すべての医療従事者に対する待遇の抜本的改善を図ることで、医療従事者の確保を進め、歯科医師などの医療従事者や、看護学校などの医療系学生の力も借りてはどうかということです。

この二つの対策を進めることは、自宅療養などを支える体制の強化にも繋がると思います。これまでの病床、保健所、職員の削減を行ってきた政策の反省に立ち、保健所の機能強化と、二つの対策による医療体制の強化をどのように行おうとしているのか、知事の見解を伺います。

次に、検査体制の強化についてです。

感染伝播の鎖を断つための検査を「いつでも誰でも何度でも」の立場で、従来の枠にとらわれず、大胆かつ大規模に行うことです。特に感染拡大が顕著になっている事業所、学校、保育園、放課後児童クラブ等に対する大規模検査や大分空港や、高速道路、主要駅なのでの検査が必要だと思います。

足りない財源は国に求めるなど、大規模検査に向けた取り組みについて見解を伺います。

(知事)

新型コロナウイルス封じ込め対策についてご質問をいただきました。保健所機能と医療体制の強化についてお答えを申し上げます。

県では、広域交通網の整備や市町村合併等を踏まえまして、平成 20 年度に二次医療圏を従来の 10 圏域から 6 圏域に見直したことに伴い、県が設置する現状 6 保健所 3 保健部に再編いたしました。これは、限られた公衆衛生人材を集中し、保健所を地域保健の広域的、専門的かつ技術的な拠点として機能強化するためのものであります。

その結果、今回の新型コロナへの迅速な対応など、健康危機管理体制の強化が図られ、再編は適切だったと考えます。昨年来の感染急拡大への対応は、大規模災害時と同様に、最前線の現場で必要な人員を確実に投入することに意を用いたところであります。そのため、感染症対策を担う保健師等の増員や、本庁及び近隣地方機関からの応援職員の派遣など、速やかに保健所の体制強化を行いました。また、時間外の電話受け付けや検体搬送・患者移送業務の外部委託、患者の健康観察などを行う民間看護人材の活用など、適宜対策を講じております。あわせて、感染症対策以外の業務は本庁で対応するなど、全庁挙げて、保健所の負担軽減を図っているところであります。

次に、医療体制の強化です。人口減少等の影響により、病床数は減少傾向にありますけれども、令和元年10月の許可病床数2万3474床は、人口当たりで比較すると全国6位となっております。県では、これらの病床を一般医療との両立を図りながら活用し、感染者急増時においても、必要な方が円滑に入院できる体制の堅持に努めております。

入院病床数は、今年度に入って93床を追加し、現在460床を確保しております。また、臨時の医療施設も設置していますが、さらなる上積みに向けて、休止病棟活用の可能性等も検討しております。また、軽症者向けの宿泊療養施設の機動的な運用と、重症化を防ぐ抗体カクテル療法積極的な活用によりまして、引き続き入院病床の回転率向上に取り組めます。

受入病院に対する財政支援につきましては、人工呼吸器等の整備費用の全額助成や空床確保料の支給など、経営面にも十分配慮しております。

また、医療従事者の処遇改善に向けましては、数次にわたる診療報酬の改定も行われています。この結果、今月行った調査によりますと、コロナ対応医療機関の経営状況は前年より改善傾向にあることが伺えます。

しかし、コロナ以前の水準には未だ回復していないことから、改めて医療機関への財政支援の拡充を国に強く要望したいと考えております。保健所や医療機関の負荷を軽減するには、何よりも、新規感染者の抑制が急がれます。感染防止策の徹底と希望する県民へのワクチン接種の加速によりまして、新型コロナウイルスの早期収束を目指して参りたいと思います。

(福祉保健部長)

検査体制の強化についてお答えいたします。無症状者への大規模PCR検査は、市中における感染状況の把握には一定の効果があるものの、感染拡大の防止には週2回以上の検査が必要というのが専門家の見解です。

このため、本県では、限られた検査能力や費用対効果等も踏まえ、PCR検査は有症状者を対象としています。ただし、一旦感染が確認されれば、濃厚接触者のみならず、周辺の接触者に対し、無症状者を含め、幅広く検査を実施しております。さらに迅速診断キットの活用も有効であり、高齢者施設等に加え、学校や保育園、放課後児童クラブ等に広く配布し体調不良時に即座に検査できる環境も整えております。また、一部の市では抗原検査センター等を設置し、市民の安心に繋がっているものと認識しております。今後も、感染の拡大防止のため、引き続き適時適切な検査に努めて参ります。

(猿渡 県議)

保健所の再編について、適切だったという知事の答弁ですが、応援体制をと

っても、それはあくまでも応援体制であって、特定の方に負担が集中しているという面はある。ですから、今後に向けて、充実していくこと、強化していくことがさらに必要だと申し上げておきたいと思います。

8月28日には自宅療養が467人、入院待機が493人、合わせて960人、1000人近くとなっています。この時期大変ご苦労されたと思いますし、県外の報道を見て県民の方に大きな不安が広がりました。そういう不安が大きいため、この時期のことについて再質問させていただきたいと思います。

自宅療養者への食事などの生活必需品の提供や、保健所や医療機関との連携など、具体的な支援体制の状況、また、入院待機期間は最長でどの程度だったのか。また、大分県では入院が必要だが入院できずに自宅療養になったという方はいないのか。自宅で急変して、大変な状況になったという方はいないのか。早産などのNICUが必要で、感染が疑われる新生児などは大丈夫なのか、答弁を求めたいと思います。

また今後に向けてですけれども、国内外で明らかになった科学的知見は、ワクチン接種と一体に、医療体制の強化や大規模検査、十分な補償など総合的な対策を講じてこそ、コロナを抑え込む道が開かれるということです。

コロナ病棟の看護師さんの中には、一時生理が止まってしまったという方もいらっしゃると思いました。それだけ終身ともに疲弊している状況です。

人口100万人当たりの日本の検査数はいまだ世界144位です。大分市・別府市・宇佐市の抗原検査センターやPCR検査センターでの検査数の合計は、直近で11万7812件。無症状の方が対象でこの検査を受けているわけですが、その無症状で検査を受けた方の中で陽性の判定が3市の合計で416件あったと聞いています。陽性者を早く見つけ出して早く対処する、そのことにこの3市の抗原検査センター等が大きく貢献していただいていると思います。

別府市のPCR検査センターは市の単費5億円使ってやっています。市外の方の利用も多い。宇佐市も市外の利用が45%と聞いています。

大分県は抗原検査キットの配布は先進的に行って、これを評価していますけれども、やはり県としてPCR検査を広く行うことが重要だと考えます。

無症状の方の中に416件陽性が出たということの中に、幅広く行うことの重要性が現れていると思います。

新たな変異株や規制緩和の影響、さらに新たな感染症など危惧されるわけですから、その点重ねて質問したいと思います。保健所業務については、昨日も若干答弁ありましたが、市町村の保健師さんの力を借りることも含めて、早めに市町村と相談しながら協議してはどうでしょうか。

感染者が多い時に、電話での健康観察を一部担ってもらうことなども考えられるのではないかと思います。また、コロナの診療していない医療機関含めて

減収しています。すべての医療機関への財政支援、医療体制の強化と、PCR検査の大規模な実施、PCR等検査センターを行っている市への財政支援も必要かと思いますが、答弁を求めます。

(福祉保健部長)

ご質問が多岐にわたっていますが順番にお答えしたいと思います。

まず、自宅療養者に対する支援の状況についてお答えします。自宅利用者に対しましては、保健所がパルスオキシメーターを配布しまして、毎日健康観察を行い、入院が必要と判断される場合は、速やかに入院療養としております。また親族等の支援者がいない方に対しましては保健所から食料等の提供も行っております。

次に、入院の待機期間がどの程度かということをございます。入院調整につきましては、原則病状に応じて優先順位をつけて入院先を決めております。

第5波のピークの時でも、緊急度が高い患者さんに対しましては、原則当日、遅くとも翌日には入院をさせております。軽症で緊急度が低い場合は、自宅待機をお願いしたケースもございましたが、その場合でも入院待機は最大3日程度に収めております。

ご質問の中にもございました8月下旬待機者が一時的に増えました。その時の待機者の大半は、入院待機ではなくて、軽症または無症状の方が宿泊療養するのにホテルの方の準備が整わないということで、そういった方につきましては3日を超えた方もいらっしゃいます。入院が必要な方は、とにかくすぐに入院をしていただくというように調整をしてきたところでございます。先ほどご質問ございました、入院が必要だができなかった方がいたかということにつきましては、そういう方はいらっしゃらない。

妊婦の方・NICUが必要な方、そういった方につきましても、先日知事の方から答弁を申し上げましたように、妊婦の入院調整についても、専門のコーディネーターを設置しまして、最優先で入院調整を行っております。妊婦の方が感染すれば必ず病院の方に入院が出来るよう調整をしてきております。

抗原検査センターにつきまして、先ほど無症状者が多く発見されているということですが、大分市にも聞いてみたところ、抗原検査センターは無症状の方を対象というふうにしているのですが、実際に検査を受けに来る方は、具合が悪くて気になって検査に来たという方が非常に多くて、そういう方が陽性になっているケースが非常に多いということも伺っております。

いずれにしましても、そういう方は病院の方に受診していただいて、正式な検査をしていただきたいが、早期に発見するという意味では非常に効果は上がっていると考えております。

また市外の方の利用が多いということは、先日宇佐の市議会でも問題になっていたようですが、中津市が負担金を支払うというような申し出もあったようですが、市町村間で負担金の調整等ができるといいのかなとは思っておりますが、県として抗原センターを各市町村に設置するというのは、最初申し上げましたように費用対効果等も考えたときになかなかちょっと難しい。大分市のような非常に人流の多いところでやる分には一定の効果が上がっているとは思いますが、これを広くいろんな市町村に設置してというところは今考えてございません。

保健所の業務について市町村の力も借りてはどうかということですが、今回、中津市で非常に多くの感染者が発見された時に、県の方からも応援の人員を派遣して増員をしたり、派遣の看護師とか雇ったりして対応したのですが、その時に中津市からも保健師さんを派遣していただいでご協力をいただいたということがございます。

今後とも状況に応じて市町村のお力もお借りしながら、対応していく必要があるのかなと考えているところです。

(猿渡 県議)

PCR検査について、大分空港や主要駅や高速道路などについては実施すべきじゃないでしょうか。

(福祉保健部長)

空港に検査センターを置いて水際対策を行うという考え方も一つあるかと思いますが、実際に検討したこともあるが、空港で降りた方に強制は出来ないという事です。那覇空港に検査センターを置いているが実際に降り立った方の4～5%くらいしか検査に協力してくれないという話を聞いている。強制力がないので水際対策としての効果は非常に厳しいのではないかと。空港に検査センターを設置した場合、感染者と確認した場合、その方が空港の周辺の病院というに限られるので患者が集中したり、そこに移送するのに公共交通機関が使えないので、その人員を常時配置するとか大きな課題もある。

着地点ではなく旅に出る前の空港で検査を受けて来るという事をメッセージとして呼びかけている。

(猿渡 県議)

2回のワクチン接種を受けていても感染が出ている状況ありますので、やはり幅広く検査が必要だということを重ねて申し上げて、次のコロナ禍の事業者支援についての質問に移ります。

8月27日、有志のみなさんが、知事あての「サービス業とそれに伴う業者

への救済措置を求める要望書を、695人分の署名を添えて提出しました。

堤議員と私も同席し、部長に対応いただきました。「個ではどうすることもできない事態に直面しており、この状況を何とか乗り切れるよう、給付金や補助金の支援をお願いします」という趣旨です。通常21時まで営業している飲食店のオーナーは、ご自身のお店は、「時短の対象外だけれども、昼も夜もお客さんは減っているのに、時短の協力金、1日2万5000円が出る飲食店との格差が大きい。テイクアウトは対象外だけれども、テイクアウトをするところが増えていて、もともとの弁当屋さんも減収している。お米屋さんも人件費が出ない、いつ潰れるかという状況でみんな苦しんでいる」と訴えられました。

我々日本共産党は繰り返し幅広い業者への支援策を求めてきました。事業継続支援金は、個人事業主15万円、法人30万円を上限として、3割以上売上が減少した幅広い業者を対象に、今年7月にやっとスタートをしたものです。幅広い業者が対象なのはありがたいけれども、業者の皆さんの思いは「無いよりもいいけど、これだけでは話にならない」というのが本音です。

この1年半本当に苦労が続き、この事業継続支援金の15万円しか支援がない、2回目いれても30万円しか支援がないという場合もあり不十分です。

そこで、2点質問します。

まず、県独自の事業継続支援金や時短協力金などは支給額を増額し、添付書類の簡素化など利用しやすく改善し、あまねく対象になるようにすべきだと考えますが、知事の考えを伺います。

次にコロナ禍による米価下落は、稲作農家に大きな打撃となっています。国の安全保障上、最も重要な食糧に対しては、国がしっかりと保障していくべきであり、需要が大きく減った米を初めとした、農作物や水産品などを、政府や県が買い取ることも有効な対策ではないでしょうか。それを、生活に困窮した方や学生、子ども食堂などに供給すべきと考えます。コロナ禍だからこそ必要な施策だと考えますがどうでしょうか。答弁をお願いします。

(知事)

コロナ禍での中小企業者等の支援につきましてお答え申し上げます。

感染拡大の波を繰り返す中で、県内企業への影響は大変に大きくて、飲食、観光関係のみならずサービス業やタクシー事業者など、多くの業種の方々から深刻な状況を伺っております。

県ではこれまで、味力食うぽん券の販売により84億円の消費を飲食店に生み出し、観光面でも、新しいおおい旅割で県内旅行の需要を喚起するなど、苦境を重点的に支えて参りました。加えて、この度の第5波では、再び飲食店への時短要請等の強い措置をお願いしたことから、事業継続支援金と時短要請

協力金の追加給付を行うこととしております。

この実施に当たりましては、事業者の立場に立った柔軟な制度設計に心がけております。支援金では、新規開業収入や季節により変動する場合に特例を設けるなど、より多くの事業者を支援できる制度としました。議員ご指摘のように、十分ではありませんけれども、法人 30 万円、個人事業者、15 万円の給付額は、九州各県の類似の給付金と比較しても高い方です。何とかご理解を願いたいと思います。

協力金につきましても、店舗での仕入れ等に配慮しまして、時短営業開始の猶予期間を設けたところ です。その上で、支給手続きでは事業者 に負担を かけず、速やかに給付することは重要 です。電子申請の簡素化や、すでに受給済みの場合には同様の書類を省略可能とするなど、申請に係る負担軽減を図っております。

今月 15 日現在の給付実績は、支援金が 5158 件、約 10 億 3000 万円で、87% を給付し、協力金は延べ、1 万 410 件、約 45 億 8000 万円で、給付率は 99% を超えております。申請受け付け後、通常 13 から 15 日で給付しています。

申請者のアンケートでは、申請に要する時間は 30 分程度で、92% の方に、不満なく申請できたという回答をいただいております。また、商工団体等を通じた伴走型支援も大切です。高齢者など手続きが苦手な事業者には、経営指導員等が丁寧にフォローしてございまして、仮に支援金に該当しない場合でも、低利融資を紹介するなど、きめ細かに支援をしております。

こうした当面の資金繰り支援に加えまして、今後の回復期を見据えた前向きな取り組みに対する支援も必要であります。飲食店には感染対策の第三者認証制度を創設し、設備導入も支援しています。

宿泊事業者には、将来を見据えた施設改修等の設備投資への支援も開始いたします。

また、新分野への事業展開や事業転換などで、コロナ禍を乗り越えようとする事業者には、国の事業再構築補助金等の活用を促しています。

今後は、事業者支援の国の補正予算も想定されることから、その動向も注視していきたいというふうに考えております。

感染拡大をしっかりと見据えまして、1 日も早く外出自粛や、時短要請の解除を行った上で、社会経済再活性化を進めて、中小企業・小規模事業者が安心して事業活動が行われるよう、必要な対策を講じていきたいというふうに考えております。

(農林水産部長)

コロナ禍における食料対策についてお答えいたします。

国は、これまで食育の一環といたしまして、備蓄米を学校給食等へ無償交付しており、近年子ども食堂や子ども宅食を対象に加え、本県でも本年4件の実績が上がっております。3年産米につきましては、コロナ禍における外食需要の減少に伴いまして、需要安定を図る対策として、2年度の補正予算で350億円を確保し、主食用米の作付削減を図るとともに、高収益作物等への転換を促しております。

また、米以外の農林水産物についても、需要回復に向けた対策として、県単独事業を含めまして講じております。おおいと和牛や、養殖ブリなどを買い入れ、学校給食に提供する取り組みを継続しているところです。

(猿渡 県議)

業者の皆さんの声本当に切実で「時短営業になって、夜も昼も人の流れが止まっている、同等の保障をお願いしたい」という声や「店を開けてもランニングコストを賄えない、休業補償をお願いしたい」という声も届いています。

また、「帰省もバイトもできない県外で暮らす大分県出身の学生に支援をお願いできないか」というはがきもいただいています。

そういうことも含めて、今後の大分県の経済考えたとき、こういう皆さんへの支援が必要だと考えますが再答弁を求めます。

また、日本共産党の田村貴昭衆議院議員が「米を買い上げて生活困窮者に供給せよ。米の輸入停止せよ」と国会で再三要求してきました。

国に「米を買い上げよ」ということを大分県から求める、またそれを国がしないなら大分県が買い上げ困窮者に提供する。そういうことを考えていただきたいと思いますがこれも再答弁を求めます。

(商工観光労働部長)

足元が大変苦しいという状況は私も声をいろいろ聞いているところでございます。そういった中で県としては、まず国として月次支援金というものがありますから50%以上減った事業者に対しては、2ヶ月で考えますと40万円、そして個人としては、その半額の20万円というものがございます。

それに加えて我々としても今回時短要請をさせていただいたということで新たに事業継続支援金というものを設けさせていただきました。

また我々のみならず各市町村の方も追加でいろいろ家賃支援等をしていただいています。

こういった様々な支援策を用いた事業者にしっかり寄り添った形で、やっていきたいと思っておりますし、まず何よりもやはり、この外出自粛要請そして時短要請といったところから抜けられるようにしっかりコロナをまず抑え込むとい

うことに取り組んでいきたいと考えております。

(農林水産部長)

米の買い上げにつきましては、今現在でも備蓄米を 20 万トン学校給食や子ども食堂、子ども宅配などに提供しております。

現在、大分県先ほど 4 件と申しあげましたけども、全国的にも 305 団体が、申請をして子ども食堂、子ども宅配が、米を国の方から提供を受けているということでもありますので、この状況を見守りたいと思います。

(猿渡 県議)

大分県内の学生さんたちも、1 日 1 食しか食べれないというような状況も広がっています。生活困窮者の状況は本当に深刻で、事業者支援についても、国に対して持続化給付金や家賃支援金の再支給を求めるなど大分県からも求めていただきたいと思います。

次の生活困窮者の問題に移ります。まず生活福祉資金の貸付についてです。緊急小口資金、総合支援金のコロナ特例貸付は、申請期間を来年 3 月まで再々延長し、償還免除の要件を大幅に緩和することも必要ではないでしょうか。

次に、DVに関する支援体制についてです。昨年度全国のドメスティックバイオレンスDV相談は、前年度の 1.6 倍に急増し、過去最多となっていますが、大分県のDVの状況はどうでしょうか。

DV、性暴力などと貧困は関連性があるって、総合的な支援が必要だと思えますが、その体制はどうなっているのでしょうか。また県には総合的に支援できる部署が必要ではないかと考えますが、どうでしょうか。

3 つ目に、学校における生理の貧困対策についてです。この問題を私は常任委員会でこれまでも求めてきましたが、学校のトイレの個室に生理用品を配備することが必要だと考えます。現状と今後に向けての考えを伺います。

(福祉保健部長)

生活福祉資金貸付事業についてお答えいたします。特例貸付の申請期限のさらなる延長については、今後の感染状況等を見ながら、必要に応じて適宜、国へ働きかけたいと考えております。

また、住民税非課税世帯に限定している償還免除要件については、借受人の直近の収入実態等に応じて判断するなど、さらなる緩和につながるよう、全国知事会を通じて国に要望しているところです。なお、償還免除された貸付金は、一時的な収入と見なされ、年間 50 万円を超える部分は課税対象となりますが、国は、困窮者の生活再建の妨げとならないよう、これを非課税にすることを検

討中と伺っております。

今後こうした国の動向を注視するとともに、市町村等と連携し、貸付金以外の自立支援金や住宅確保給付金等の制度も活用しながら、生活困窮者の個々の事情に配慮したきめ細かな支援に努めて参ります。

(生活環境部長)

DVに対する支援体制についてお答え申し上げます。県内3ヶ所の配偶者暴力相談支援センターに寄せられたDV相談の昨年度の実績は964件。前年度と比べますと570件、2.4倍の増になっています。これは、大分市が昨年4月にセンターを開設したことで、潜在的にこれまでであった案件の相談が増加したことなどが主な要因と考えております。

今年度8月末までは、348件すでにあります。特別定額給付金に関する相談の減少などにより、前年度同期比で63件、15%の減となっています。

次に支援体制です。県では、生活環境部が事務局となり、知事部局や教育委員会、警察本部を始め、国の関係機関及び、弁護士会、社会福祉協議会等の民間団体など23の機関・団体で構成するネットワーク会議を設置しています。

被害者からの個別の相談に応じて必要な機関と連携を図りながら、一体となってサポートをしているという状況です。

配偶者暴力相談支援センターの機能を含めまして、総合的な支援部署につきましても、社会情勢の変化等を見極めながら関係部署と研究して参りたいと考えております。

(教育長)

学校における生理の貧困対策についてお答えいたします。コロナ禍において、経済的な理由で生理用品を購入できない「生理の貧困」問題に対応するため、県教育委員会では、6月から生理用品の無償提供を始めました。その際、養護教諭に限らず、相談しやすい教職員の誰にでも伝えてもらえば、当該教職員から直接、学校内で場所を限定せず、生理用品を受け取るよう体制を整えました。

あわせて、生徒がストレスなく安心して受け取れる環境づくりのため、生理用品を渡す際には一切理由は聞かないことなどを徹底し、この旨を生徒と保護者に対して伝えております。現時点で生徒からの求めに応じて無償提供を行った学校は、約半数にあっております。

今後、生徒が安心して学校生活を送れるよう、引き続き状況を把握しながら適切な対応について検討して参りたいと考えております。

(猿渡 県議)

DV相談が2.4倍ということですが、これはセンター開設が要因とのことですけれども、コロナの影響はどのように見ているのかを教えてください。

それと、学校の半数の学校で無償提供ということでしたけれども、やはりトイレの個室に置いているのが一番ニーズにこたえられると思う。必要性があるということだと思いますので、今後個室に置くように重ねて求めたいと思いますがどうでしょうか。

(生活環境部長)

DV相談について増えたことについて、コロナの影響はどうかというご質問いただきました。

相談の時に内容を聞き取りながらすべて相談を受けているわけですが、その中ではコロナを理由で特に相談が増えたという傾向はないというふうに、分析しております。

(教育長)

県教育委員会におきましては、生理用品の配布を行うにあたって、トイレの個室に置くことも選択肢の一つとして検討をしたところであります。

私どもとしましては、トイレの個室に置きますと、生徒と教職員の対話が発生しないということが起こってしまう。結果としてその生徒の背景にある困りといったところの把握が困難になる、というふうに判断をしまして、今回、生徒自身の、ちょっと恥ずかしい、言いにくいというところも踏まえた上で、養護教諭が担当してきたところを、どの教職員でもいいから、話しやすい先生に相談しなさい、理由も聞きませんという対応をとらせていただいたところであります。

実際にこれまで、先ほど半数ほどというふうに申し上げましたけれども、生徒に生理用品を提供する際に交わす言葉の中で、家庭状況が気になる生徒が複数いるという報告も学校から上がってきております。今のところでは、このやり方が一番いいのかなというふうに思っておりますので、当分このやり方で進めさせていただきたいと考えています。

(猿渡 県議)

今後また検討していただきたいと思います。

児童虐待もDVや貧困と関連性がありますので、児童虐待についての対応を含めて、連携が必要ですし総合的に支援できる部署創設の要望をして、次の質問に移ります。

防災減災力、災害への対応力の強化についてです。災害が多発し大規模化する中で、災害への県民の不安や関心が高まっています。本県として5ヵ年加速化対策などに取り組んでいるところですが、今年度の大分県当初予算の土木関係予算と、2020年度3月補正での5ヵ年加速化対策にかかる土木関係予算の合計、いわゆる13ヶ月予算は約1,277億円で、昨年度の当初予算約1,070億円の約1.2倍です。3月の補正が大きかったので1.2倍になっていますが、仕事量も1.2倍に増えていると思います。

大規模災害が増えている中で、もし災害があれば、災害対応がそれに加わることとなります。今日も台風が気になるところです。昨年度の1ヶ月の時間外勤務100時間越えの土木建築部の職員は延べ39人と、コロナ禍の福祉保健部の29人を上回っており、どこの部署よりも時間外勤務が多い状況です。長時間労働で緊急事態に対応し、県民の命や安全を守るために奮闘している状況で、コロナでの対応でも同じことがいえると思います。

そこで3点質問をします。まず、土木職員の増員についてです。

防災減災、強靱化を進めて、大規模化・頻発化する災害から県民の命と安全を守るためには、仕事量に見合った土木の職員の増員が必要だと考えますが、どうでしょうか。

2つ目に、盛土の現地調査についてです。

県は盛土395ヶ所の現地調査を行い、危険な盛土がなかったとのこと。熱海市の土石流は産業廃棄物を含んでいましたが、本件の調査では、産業廃棄物を含む盛土について調査したのでしょうか。目視で調査したということですが、目視だけでは産廃含んでいるかどうか分からないのではないかと、不十分ではないでしょうか。

3点目に大分県の土砂等たい積行為の規制に関する条例についてです。

本県では3000平方メートル以上の盛土は、許可制とする独自条例を2006年に制定し、大規模事業を規制していますが、国においては、ビルの建設工事などで出る残土処分をするための盛土を規制する法律はなく、このような盛土規制を国が怠ってきたことが問題だと思います。厳しく対処できる全国一律の法整備を急がなければならず、許可制としている大分県から国に対して法整備を求めるべきであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や、土壤汚染対策法の強化などを求めるべきだと考えます。

以上3点について答弁を求めます。

(土木建築部長)

私から2点についてお答えいたします。まず、土木職員の増員についてです。部内の土木職員数は、大規模災害がございました平成24年度以降、24人増

加しておりますが、強靱な県土づくり等により、事業量は増加しています。

このため、昨年の豪雨災害では、被害の大きい事務所に部内の各所属から職員を派遣するとともに、他部局や他県からも職員を受け入れ、総力戦で対応したところでした。

また、災害箇所の測量や設計業務の一部を委託するとともに、リモートによる現場確認など、先端技術を活用しながら、業務の効率化にも積極的に取り組んでいるところです。

一方で、全国的な公務員志望者の減少や、建設業の担い手不足が影響し、土木職員の採用確保に苦慮しています。まずは、受験者の増加が必要であり、土木系の大学や高校のほか、普通科高校でも、土木職員のやりがいや魅力を伝える説明会を行うなど、様々な対策を講じているところです。

今後とも、業務改善による職員の負担軽減を図りながら、土木職員の確保に努めて参ります。

次に、盛土現地調査についてお答えいたします。

本県では、7月3日の熱海での土石流災害を受け、盛土崩壊の危険性の有無を確認するため、航空写真等を用いて、直ちに抽出作業に着手し、生活環境部、農林水産部と連携して、現地調査を実施いたしました。盛土の調査を行う場合は、他県においても同様ですが、まず目視点検を行い、異常が確認されれば、その状況に応じて二次的な詳細調査を検討することとなります。

今回の調査では、目視点検の結果、陥没や亀裂、排水施設の破損等は認められなかったため、詳細調査を実施しておりません。

あわせて、市町村には不審な搬出入等、気がかりな情報の聞き取りも行いましたが、該当案件はなく、調査の過程において、産業廃棄物等も確認されておりません。

8月の長雨を挟みましたが、約2ヶ月で緊急調査を終えることができました。今後も関係部署と連携しながら、状況に応じた迅速な対応により、県民の安全・安心の確保に努めて参ります。

(生活環境部長)

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例についてお答えします。

県条例は、区域外からの汚染土壌の搬入や、盛土の崩落等の防止を目的とし、その面積が3,000㎡以上のものが許可対象となっています。

廃棄物処理法というのは、生活環境の保全を目的として、排出事業者に適正処理を求めるものです。一方、土壌汚染対策法というのは、土壌汚染による人の健康被害の防止を目的とし、排出する事業者の方に汚染土壌の搬出を厳しく制限するという法律になっております。このように、この2つの法律は、

盛土規制とは目的をほとんど異にしておりますので、この2法の強化による盛土規制の効果は期待できないと考えています。

本件条例でも 3,000 m<sup>2</sup>未満の盛土は許可対象外ということもございます。さらに、全国では盛土についての法規制がないという状況がございます。

現在、全国知事会では、国において建設残土につきまして、法制化による全国統一の基準・規制を早急に設けるということをすでに要望をしています。条例を持つ本県では、必要によりこれまでの知見を提供しつつ、国の対応を注視していきたいと考えております。

(猿渡 県議)

県の職員が、この5年間で現職死亡22名にもなっております。重ねて土木職員の増員を求めたいと思います。

次の質問に移ります。人口減少対策としての労働者支援と子育て支援策についてです。県労連は大分県の最低生計費資産調査を行いました。その結果、大分市内で25歳の若者が一人暮らしをするために必要な金額は、月約26万円という試算になりました。

中央最賃審議会で用いられる労働時間で時給換算すると、1,504円、大分県の最低賃金額の約2倍という結果になりました。この調査は、1,483の調査票を回収した生活実態調査に加えて、生活に必要な持ち物すべてを記入してもらう持ち物調査、生活実態調査で回答した物の購入先を参考にして調査をしました価格調査、この3つの調査を行ったという大変な調査です。

コロナで多くの生活困窮が広がった根本には、正社員から非正規社員への置き換えを進めた1990年代以来の労働法制の規制緩和があると思います。また、日本の男女の賃金格差は、女性は男性の55%と、先進国では最悪です。こういう実態を踏まえて、最賃の引き上げ、労働条件の改善が急務だと考えます。

私はこれまでも介護や放課後児童クラブなどの待遇改善を求めてきました。人口減少への対策として、中小業者への支援策を進めつつ、労働者の待遇改善を図ることが有効であり、あわせて子育て支援策などの総合的な取り組みが必要だと考えます。

そこで、3点質問です。まず最低賃金引き上げの実施について、コロナ禍で苦勞している中小業者に最低賃金引き上げのための支援策をしっかり講じることが重要だと思います。その上で最低賃金822円の10月からの実施が徹底されることや、労働者の待遇改善を図ることが最も重要だと考えます。また最低賃金のさらなる大幅引き上げと、そのための中小業者への支援策を国に求めていただきたいと思います。

次に放課後児童クラブに対する支援についてです。

放課後児童クラブなどの小規模の事業所などに対して、社会保険加入などの処遇改善を進めるためにも、支援策を強めることが必要だと考えます。特に児童クラブについては、今年度から、社会保険労務士を派遣する事業に取り組んでおり、これは歓迎されていますが、社会保険加入に伴って事業者の負担が増える。これが思いのほか負担が大きいという声も聞いております。

放課後児童クラブの事業者に対するさらなる支援策が必要だと考えますがどうでしょうか。

3点目、子ども医療費助成制度についてです。

市町村は、財政が厳しい中でも市民ニーズに答えて、県の助成制度にすべての市町村が上乗せ助成をしています。別府市と大分市では、市民税非課税世帯の小中学生の通院医療費は、昨年10月から全額無料となりました。別府市は小中学生の5%にあたる、400人を想定していましたが、実際には259人、わずか3.21%とのことです。

一方、豊後高田市や由布市は、高校生までの入院、通院医療費を完全無料にしています。国東市も高校生まで助成していますし、宇佐市でもこの10月から高校生まで対象を広げ助成します。

ここで、パネルを準備させていただきました。これは、全国の都道府県の通院の子供医療費助成の状況です。グラフの資料を皆さんにも配布しております。大分県は、この青い部分に当たります。通院は就学前までが対象です。10年前2010年と2020年度を比べるグラフですけれども、この緑の部分が、小学校3年生まで、水色が小学校6年生まで、ピンクが中学校卒業まで、高校卒業までが一番右のグラフになります。この10年間で大分県よりも制度が進んでいる都道府県が増えていまして、大分県よりも進んでいるところが38.3%になります。7つの都道府県が、中学校卒業まで助成している状況です。

高校生までのところも3件ありまして、入院だけやっている所も含めると4件になります。そういう状況で、コロナ禍で収入が激減した家庭も多い今こそ、子育て満足度日本一を目指す大分県として、中学校卒業までの入院通院医療費ともに完全無料にすべきだと考えます。中学校卒業まで通院医療費を無料にした場合と、仮に小学校卒業まで無料にした場合に必要な金額の試算についても改めて答弁していただきたいと思っております。あわせて今後とも国の制度創設を求めていただきたいと思っております。この三つの問題について答弁を求めます。

(商工観光労働部長)

私の方から1点目、最低賃金引き上げの実施についてお答え申し上げます。コロナ禍での最低賃金の引き上げは、経営基盤の脆弱な中小企業等の雇用維持や事業継続に大きく影響することが懸念されます。

県では、相談窓口を設置し、企業の生の声を聞くとともに、売り上げが大きく減少している事業者に対しては、国の給付金等に加え、応援金や事業継続支援金を支給。持続的な賃金上昇のため、今回の補正として提案させていただいております業務改善奨励金等の生産性向上の取り組みへの支援や、価格転嫁しやすい環境づくりも行っていくところです。

さらに、引き上げ額が実際の賃金に反映されることが重要であり、国と連携してホームページや労働講座等を通じた周知に取り組んで参ります。

賃金水準の底上げは重要な課題であります。企業体力とのバランスを考えた持続的な引き上げが大切です。最低賃金改定に係る次年度以降の地方最低賃金審議会の議論を注視するとともに、社会経済の情勢に応じ、中小企業等に対する支援を国に要望して参ります。

(福祉保健部長)

私の方から2点お答えいたします。

1点目は放課後児童クラブに対する支援です。放課後児童クラブの運営を担う支援員が健康で意欲を持って働き続けられるよう、社会保険への加入をはじめとする労務環境の整備は重要な課題と考えております。そこで、クラブの運営強化のための研修や労務管理マニュアルの配布に加え、今年度から希望するクラブに社会保険労務士を派遣し、社会保険の加入手続きなどについても、相談に応じているところです。社会保険料の事業主負担は、クラブの運営費として補助対象経費とされていることから、県としては、運営費の補助単価や補助率の引き上げを、全国知事会を通じて、引き続き国に要望して参ります。今後とも市町村と連携してクラブの安定的な運営と支援員の処遇改善をしっかりと支援して参りたいと考えております。

次に、子ども医療費助成制度についてです。

本県では、保護者の負担が大きい入院は小中学生まで、通院は受診回数が多い未就学児までを対象とし、所得制限を設けることなく実施しております。さらに、医療費助成のみならず、待機児童解消や保育料の減免、おむつやミルクの購入にも利用できるクーポンなど、コロナ禍においても市町村と連携し、家計負担の軽減に取り組んでおります。

子ども医療費助成は、各自治体がそれぞれの実情に応じて実施していますが、そもそも国の責任において、全国一律の制度として運用されるべきものであり、全国知事会等を通じて引き続き要望して参ります。なお、おおよその試算をしたところ、通院医療費を中学生まで拡大した場合の県の負担は約10億円の増、小学生までの場合は約7億円の増となります。

(猿渡 県議)

これまでも子ども医療費について、他のいろいろな支援策と合わせて総合的にやっていくことが必要だというふうな答弁をされてきたのですが、例えば保育料の減免とかもやっていますけれども、知事これ再答弁いただきたいので、知事に再質問したいんですけれども、この保育料の面で言いますと、県の制度は、認可外の第2子以降3歳未満児の保育料全額助成しています。しかし認可外はこれを実施していない市町村もあります。県の制度を100%市町村が実施しているわけではないんですね、保育料の減免について。

一方、子ども医療費の助成制度は県の制度を上回って、県下すべての市町村が上乘せ助成をして、充実をしています。市町村の財政負担も厳しい中で、この子ども医療費助成制度が県民から望まれており、ニーズにこたえるために市町村が努力している。市町村からも、県民からもより望まれている制度だと考えます。県が充実させて実施すべきと思いますが、知事のお考えいかがでしょうか、最低賃金についても何かありましたらご答弁ください。

(福祉保健部長)

子ども医療費の市町村の取り組みにつきましては、市町村は地域のニーズを踏まえて地元の医師会が医療体制を確保できるかとか、財源が確保できるかとか、そういったことを総合的に考慮をした上で、それぞれの制度を作っているということです。

県としては、そのベースとなる制度をしっかりと運用していくというところで、子ども子育ての支援に取り組んでいくという考えでおります。

(商工観光労働部長)

最低賃金についてお答えします。やはり人口減少社会といった中において大分にしっかりこの有する人材を確保していく、そして若い方々がしっかり大分でこの将来を描くことができるといった意味でも賃金が持続的に上がっていくといったことは大事だと思っております。

一方中小企業の影響というのを見ながらですが、しっかり賃金が上げられるような中小企業の間接関係を作って、大分で若い方々も含めてしっかり働きたいと思える関係を作っていきたいと思っております。

(猿渡 県議)

先ほどこのグラフで示しましたように、大分県の制度は15年間変わってない。当初大分県の制度は、所得制限がなく全国トップクラスだというふうに言ってきました。しかし、38%超えている都道府県が大分県よりも充実してい

るという状況にある中で今、市町村も大いに努力している中で、県がさらに改善すべきだと考えますが、知事いかがでしょうか一言いただけませんか。

(知事)

ご指摘いただきましたけれども、この子ども医療費につきましては、厳しい財政事情の中からできるだけ広く支援をしていこうということで、これまで出来てきた制度ございまして、なかなかすぐ広げるわけにもいきなないと思いますけど、思いは全く同じでございましてとにかく子育て満足度日本一の大分県としてやれることは何でもやりたいなという気持ちは変わりませんので引き続きよく勉強したいと思います。

(猿渡 県議)

今やりたいなという気持ちはあるというふうに言っていたかと思いますが、ぜひ今後、前向きに検討いただきたいと思います。

色々な分野で人材確保が厳しい状況にある、その根底には、少子化が進んでいることがあると思います。子供を産み育てやすい環境づくりを進めることは地域活性化にとって非常に大事ですので、今後とも、私も努力していきたいと思います。どうもありがとうございました。